

令和7年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和7年3月25日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時41分

◎出席議員（12名）

1番	益子純恵	2番	堀江清一
3番	相馬正典	4番	小川洋一
5番	大金清	6番	小川正典
7番	青木敏久	8番	高野泉
9番	高木洋一	10番	川俣義雅
11番	渋井由放	12番	中山五男

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
事務局長兼会計管理者兼管理課長	小口正一
消防長	川俣寿行
病院事務長兼医事課長	梅山裕隆
総務課長兼会計室長	小野里広美
病院総務課長	津久井友江
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷光幸
消防本部次長兼総務課長	加藤勇
消防本部予防消防課長	佐藤栄一

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口正一
議事係長	堀江辰徳
書記	齋藤晋太郎
書記	和田敦子

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 専決処分の承認を求めることについて (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 南那須地区広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意について (組合長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） おはようございます。ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで議会開会に当たり組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和7年第3回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議会開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

令和7年になり、3か月続けての議会招集となり、議員各位にはご足労をおかけしております。

2月の定例会に提案いたしました令和7年度一般会計、病院会計予算をはじめとする諸案件につきまして、慎重審議、ご決定いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見につきましては、十分に意を配して対応してまいります。

1つ、ご報告させていただきます。

3月末には、長年にわたり那須南病院の診療や経営に尽力をいただきました宮澤保春病院長が退任となります。

医師確保、医療設備の整備、医療安全対策等、多くの課題を抱えるなか、ここ数年はコロナ対応にも追われながらも、最前線に立ち、地域医療を守っていただきました。

ここで改めて感謝を申し上げる次第であります。

引き続き、参与として、那須南病院のためにお力をお貸しいただければと思っております。

さて、本日の臨時会ではありますが、執行部から提出します議案は、専決処分1件、条例改正5件、人事案件1件でございます。

何とぞ、慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶といたします。

○議長（中山五男） 以上で、組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に3番 相馬正典議員、4番 小川洋一議員の2名を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 （議案第1号）専決処分の承認を求めることについて

○議長（中山五男） 日程第3 （議案第1号）専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、南那須地区広域行政事務組合の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、3月12日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容につきまして説明いたしますので、議案書に添付いたしました専決処分書をご覧ください。令和6年12月27日に那須烏山市藤田地内において発生した、竹藪を焼失した火災の消火活動後に、帰署に向けて火災現場直近の市道藤田滝宮線路上で、那須烏山消防署の水槽付消防ポンプ自動車をバックで移動している際、左側後輪下のアスファルトが重みで割れて沈下して未舗装の路肩に脱輪し、道路のアスファルト面に損害が生じたものであります。

損害賠償額は33万2,063円、和解の内容は記載のとおりであり、令和7年3月12日に示談が成立しております。

当該車両は、一般財団法人全国自治協会の実施する自動車共済に加入しておりますので、損害賠償額及び和解の内容については、全国自治協会が那須烏山市と交渉を行い、取りまとめたものであります。

なお、損害賠償金33万2,063円については、全額、自動車共済により処理されているため、組合に新たな負担が生じることはありません。

以上、何とぞ、慎重審議を賜りまして承認くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。先ほどの全員協議会の中でも3名の方から質問等がありましたが、そのほか、何か質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 専決処分の承認をを求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 （議案第2号）南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第4 （議案第2号）南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率の公表等が義務づけられる地方公共団体に本組合が該当しないことが判明したことにより、所要の改正をするものであります。

議案書をご覧ください。

南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例第5条第3項から、該当条文を削除するものです。

附則につきましては、施行期日を令和7年4月1日と規定するものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上、提案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第5 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容ですが、時間外勤務の免除対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備を新設するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 小野里総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項は、勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の拡大に伴う改正。第3項は、職員からの申告があったときは、公務の運営に支障がないと認める範囲において、勤務時間の割り振りの変更をすることを可能とする改正。

2ページをご覧ください。

第4項は削除。第5条は、条例第3条第4項を削除したことによる改正。

3ページをご覧ください。

第8条の2においても、条例第3条第4項を削除したことによる改正。第8条の3は、育児や介護を行う職員に、民法において規定される特別養子縁組の成立前の監護対象者も含める改正。第8条の4は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象を、3歳に満たない子から小学校の始期に達するまでの子に拡大する改正。

4ページをご覧ください。

第13条病気休暇及び第14条特別休暇については、構成を見直し、大部分を規則へ委任する改正。第15条は、要介護者を明確にする改正。

5ページをご覧ください。

第7章雑則において、仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備を行う

ために創設する条項となります。第17条の2は、介護に直面した職員が申し出をした場合に、両立支援制度等に関する情報を個別に周知するとともに意思確認するための面談を実施する規定。第17条の2、第2項は、職員が40歳を迎える年度において両立支援制度等に関する情報を提供する規定。第17条の3、1号から3号において、職員に対する両立支援制度に係る研修実施、相談体制の整備、その他の勤務環境の整備について規定するものです。

第2条、職員の育児休業等に関する条例をご覧ください。

第21条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例別表第1表を条例から規則へ委任することに伴う改正。

第21条第3項は、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している条項について、第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項を、第61条の2第20項に改めるものです。

第3条、職員の配偶者同行休業に関する条例第7条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例別表第1表を条例から規則へ委任することに伴う改正です。

附則として、施行日を令和7年4月1日、ただし、勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の第2項の規定による請求を行う場合は、施行日前においても請求を行うことができる経過措置を定めております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案されております条例改正は、市町ともに3月定例議会で議決されていますので、議員の方々には内容について十分承知されているかと思いますが、一応ここで質疑の時間に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 （議案第4号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第6 （議案第4号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第4号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に基づき、改正を行うものであります。2月26日の定例議会におきまして、職員の給与に関する条例等の改正を上程し、可決いただきましたが、人事院勧告に伴い改正が必要な条例が4つございましたので、審議をお願いするものであります。

第1条、職員の給与に関する条例、第25条に地域手当を追加。

第2条、職員の修学部分休業に関する条例、第3条、給与の減額に地域手当を追加。

第3条、職員の高齢者部分休業に関する条例、第3条、給与の減額に地域手当を追加。

第4条、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第30条において、2月定例議会に上程しました給与に関する条例第11条の改正により、「第8項まで」を「第9項まで」と改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日とするものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 （議案第5号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第7 （議案第5号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第5号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年に発生した能登半島地震を受け、総務省消防庁から、各消防本部における重大な災害現場での救助作業、特に緊急消防援助隊として出動した消防職員に対しては、過酷な環境の下、危険を伴う業務に従事する特殊性を評価し、特殊勤務手当の基準を、同様の現場で活動する国家公務員や警察職員との均衡を図るよう示されたことから、当組合においても支給を可能とするよう改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、特殊勤務手当に緊急消防援助隊として出動する職員の特殊勤務手当を新たに加え、支給範囲、支給額を規定するものであります。

詳細につきましては、消防総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 加藤消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） それでは議案第5号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書、また、補足資料を合わせてご覧ください。

本案は、緊急消防援助隊として被災地に出動した消防職員に対して、特殊勤務手当を支給できるよう規定し、特殊勤務手当の基準を同様の災害現場で活動する自衛隊員などの国家公務員や、警察職員と均衡を図るものであります。

改正内容ですが、第2条に、緊急消防援助隊として出動する職員の特殊勤務手当を規定し、第4条の2に支給要件、また支給額の上限を国に準じ2,160円とするものです。

具体的な支給要件等は規則にて定めますが、補足資料の表のとおり、基本支給額に対して夜間または危険区域内作業の、いずれかの災害応急作業への従事に対して、支給額を加算するよう規定いたします。

適用日については、先般、岩手県へ緊急消防援助隊を派遣した日である2月27日に遡及適用としております。

なお、緊急消防援助隊派遣事業に関する経費については、全額、国の負担、若しくは全国市町村振興協会からの交付金となります。

以上で説明を終わります。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

堀江議員。

○2番（堀江清一） 特殊勤務手当ですか、2,160円。これは、最高で1日2,160円ということでしょうか。日没から日の出までの間に作業した場合は、この半分という考えでよろしいのでしょうか。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） ただいまの質問にお答えします。

おっしゃるとおり、最高が2,160円でございます。出勤した日に関しましては基本的に1,080円、夜間作業は1,080円の50%ですので、540円を加算した額を支給します。危険区域内で作業した場合は、1,080円の200%で、倍になります。2,160円を支給するものです。

以上です。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） この金額は非常に安過ぎないかと感じたものでございますから。先ほども、大船渡でジェットシューターを担いで山を下りてきたとき、大変苦勞したという話を聞きました。そういう危険な作業で、そういう作業の中で、最高額ですよ、2,160円、これは非常に安いのではないかと。世間では給料アップと騒がれている中で、手当、そういう危険なことをやって2,160円。これが妥当な金額なんですか。まず、その辺が分かればと思います。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） ありがとうございます。

確かに、苛酷な作業ではあります。ただ、これ以上にするという根拠もまた見つからないというところで、この2,160円は国の支給額でありまして、これの根拠も公表してないんです。なので、これを下回らない、かつ、上回るのであればそれなりの理由が必要ということ

で、この辺を検討しまして、合わせるという判断をしました。

特殊勤務手当は、給料に見合わない部分に対して補填するようなシステムでございますので、この辺が妥当なのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 私は妥当だとは思わないです。はっきり言って。それだけの危険な作業をして、2,160円で済むはずがないということを私は思っております。何らかの方法で国のほうにそういうことも要望できれば、多分、難しいのかもしれませんが、そういう意見があるということを、ぜひ国のほうにも伝えていただければと思います。

以上です。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） ありがとうございます。

○議長（中山五男） そのほか、質問ありませんか。

川俣議員。

○10番（川俣義雅） 改正の趣旨のところ、今お話もされましたけれども、国家公務員、自衛隊ですね、それから警察職員との均衡を図ると書いてあるんですけども、そちらも同じ金額なんでしょうか。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） 金額は一緒でございます。

○10番（川俣義雅） 一緒。結構です。

○議長（中山五男） 了解しましたか。

○10番（川俣義雅） はい。

○議長（中山五男） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第5号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 （議案第6号）南那須地区広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第8 （議案第6号）南那須地区広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第6号 南那須地区広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。

第1条において、地方自治法第292条の規定により準用される同法の追加、第3条第5項において、「命令等」を「旅行命令等」への改正、また、拗音及び促音として用いる「や」「ゆ」「よ」「つ」の表記が大書きになっておりましたので、全て小書きに改めるものであります。

施行日は令和7年4月1日とするものです。

何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第6号 南那須地区広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 南那須地区広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（中山五男） ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時33分）

【再開】（午前10時34分）

◎日程第9 （議案第7号）南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意につ

いて

○議長（中山五男） 再開いたします。

日程第9（議案第7号）南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。

○議事係長（堀江辰徳） それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第7号 南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意について

下記の者を南那須地区広域行政事務組合監査委員に選任したいので、地方自治法第292条の規定により準用される同法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年3月25日提出

南那須地区広域行政事務組合長 川俣純子

記

- 1 氏 名 樋山隆
- 2 生年月日 昭和28年7月5日
- 3 住 所 栃木県那須烏山市向田****

以上です。

○議長（中山五男） 提案理由の説明を求めます。 川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第7号 南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、代表監査委員であります瀧田晴夫氏の任期が令和7年3月31日をもって満了になることに伴い、新たな委員の任命について、地方自治法第292条の規定により準用される同法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

瀧田氏におかれましては、平成29年4月から、当組合の代表監査委員として、2期8年間にわたって組合運営の向上にその優れた識見を発揮していただきました。これまでの瀧田氏のご活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、任期満了される瀧田氏の後任として、樋山隆氏を監査委員に任命したいと考えております。

樋山氏は、長きにわたり栃木県職員として奉職され、平成26年3月に会計局会計管理課契約指導・調達室室長を最後に、定年退職をされました。退職後も、栃木県南那須県民相談室県民相談員等を歴任され、現在も行政相談員として活躍されております。

樋山氏は人格円満かつ高潔であり、地方自治に関し幅広い経験と優れた識見を有しており、当組合の監査委員として適任であると存じますので、何とぞご同意いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

5番、大金議員。

○5番（大金清） ただいま上程されました議案第7号 南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意について、私は賛成の立場から討論を行います。

新たに選任された樋山隆氏は、那須烏山市の向田ご出身で、烏山高等学校を卒業後、栃木県庁に奉職され、42年間の長きにわたり栃木県職員として活躍されました。その間、様々なセクションを歴任され、地方自治に関し幅広い知識を持っていることはもちろんのこと、組合長の提案理由にもございましたが、会計局会計管理課契約指導・調達室長をご経験していますことから、監査業務に必要な組織や制度などの組合行政が守るべきルールを遵守しているか、合理的かつ効果的な事務執行ができるかをチェックする視点をお持ちであり、監査委員として適任であると確信するものであります。

また、樋山氏は栃木県庁をご勇退後も、那須烏山市国際交流協会理事、那須烏山市社会福祉協議会生活支援員として、那須烏山市行政に様々な角度からご尽力いただいております。

このような観点から、樋山氏のこれまでの行政実績はもちろんのこと、今後の組合が目指すべき行政を推進するためにも重要な人材であります。監査委員として適任者であると考えられるものであります。

議員各位におかれましても、私が述べた賛成の趣旨に全会一致で同意いただけるよう願う
ところであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（中山五男） ただいま、大金清議員から賛成討論がありました。次に反対討論
はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） では、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第7号 南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意
については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 南那須地区広域行政
事務組合監査委員の選任同意については原案のとおり可決いたしました。

○議長（中山五男） 以上で、本日臨時会に付議された事件は、全て終了いたしまし
た。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第3回南那須地区広域行政事務組合臨時議会を閉会いたしま
す。大変ご苦労さまでした。

〔 午前10時41分閉会 〕